

第5期嬉野市農業委員会
第21回定例総会議事録

令和2年4月2日

嬉野市農業委員会

第5期嬉野市農業委員会第21回定例総会議決一覧

議案番号	整理番号	件名	議決日	議決結果
報告第1号		農地等形状変更届出について		
	1	五町田七本谷 田の嵩上げ・田を畑に転換	R2.4.2	了 承
報告第2号		農地法第5条第1項第7号の規定による届出について		
	1	久間西ノ前 他2筆 鉄塔敷地整備の一時転用	R2.4.2	了 承
議案第1号		農用地利用集積計画の解約について		
	1	吉田樋口 他1筆 使用貸借権	R2.4.2	承 認
	2	下野一本松四 他1筆 使用貸借権		
議案第2号		農用地利用集積計画の決定について		
		利用権設定		
	塩1~14	久間八幡竈 他23筆 使用貸借権・賃借権	R2.4.2	承 認
	嬉1~9	吉田上万属 他18筆 使用貸借権・賃借権	R2.4.2	承 認
		所有権の移転について		
	1	谷所三本谷 他1筆 あっせん	R2.4.2	承 認
	2	真崎大牟田西 あっせん	R2.4.2	承 認
議案第3号		農地法第3条の規定による申請の許可について		
	1	下宿四本松 他1筆 売買	R2.4.2	許 可
	2	不動山矢房 他8筆 贈与	R2.4.2	許 可
	3	下野一本杉四 売買	R2.4.2	許 可
議案第4号		農地法第4条の規定による申請の承認について		
	1	大草野淵ノ上 植林	R2.4.2	承 認
	2	下宿野畑 一般住宅	R2.4.2	承 認

	3	岩屋川内平重 資材置場及び作業小屋	R2.4.2	承認
議案第5号		農地法第5条の規定による申請の承認について		
	1	久間大道 駐車場	R2.4.2	承認
	2	久間一本松 一般住宅	R2.4.2	承認
	3	下野一本杉 他4筆 駐車場		審議保留
	4	下野一本杉四 他2筆 一般住宅	R2.4.2	承認
	5	吉田矢平 他1筆 太陽光発電設備設置	R2.4.2	承認
	6	岩屋川内平重 他1筆 進入路、駐車場及び資材置場	R2.4.2	承認
議案第6号		農地転用許可後の事業計画変更及び農地法第5条の規定による申請の承認について		
	1	下野米ノ山 太陽光発電設備設置	R2.4.2	承認
議案第7号		下限面積(別段の面積)の設定について	R2.4.2	決定

第5期嬉野市農業委員会第21回定例総会議事録

- 1 招集年月日 令和 2年 4月 2日
- 2 招集場所 嬉野市役所 塩田庁舎 3階 3-2会議室
- 3 開会日時 開会 4月2日 午後1時30分 議長 川内 利光
及び宣告 閉会 4月2日 午後2時50分 議長 川内 利光
- 4 会議の公開の可否・理由 非公開
非公開理由：嬉野市審議会等の会議の公開に関する要綱第4条第1項の規定による

5 出席及び欠席委員並びに職員
(農業委員)

議席番号	氏名	出欠	備考	議席番号	氏名	出欠	備考
会長	川内 利光	出	議長	7	原田 謙次	出	議事録署名
1	池田 博幸	出		8	峰 正己	出	議事録署名
2	馬場みどり	出		9	中島文二郎	出	憲章朗読
3	森 和義	出	事前審査班長	10	杉崎 順憲	出	
4	西田 昭義	出		11	山口 安則	欠	
5	植松 和幸	出		12	生田 健児	出	
6	山口智佐代	出					

(職員等)

事務局長	馬場 敏和	前事務局長	福田 正文
主 事	永田 良子	前事務局次長	井上 章
農業政策課主任	納富 作男		

6 議事日程

- 第1 報告第1号 農地等形状変更届出について
- 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- 議案第1号 農用地利用集積計画の解約について
- 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第3号 農地法第3条の規定による申請の許可について
- 議案第4号 農地法第4条の規定による申請の承認について
- 議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について
- 議案第6号 農地転用許可後の事業計画変更及び農地法第5条の規定による申請の承認について
- 議案第7号 下限面積（別段の面積）の設定について

7 会議の概要 — 午後1時30分 開会 —

局長 それでは、定刻になりました。
本日は山口安則委員が都合により欠席であります。定足数に達しておりますので川内会長の御挨拶の後、議長の開会宣告をお願いいたします。

会長 （挨拶等）

本日の農業委員会憲章の朗読は、議席番号9番中島文二郎委員にお願いします。
全員、御起立ください。

（当番委員の発声）・・・全員で唱和
御着席ください。

議長 会議を始める前に、お願いいたします。本年2月以降、国内外で新型コロナウイルスの感染が拡大し、国内においても日に日に感染者が増えており、緊急事態宣言を発している自治体もある状態となっています。
現在、国、県及び市から、ウイルス感染防止のために「3密（さんみつ）」の防止（＝密閉しない、密集しない、密接しない）が示されており、佐賀県農業会議からも、総会時における会議時間の短縮を図るよう求められています。
そこで、本日の総会において、これらの要請に基づき、効率的な会議の進行を行い、1時間を目処に終了したいと思いますので、委員の皆様のご協力をお願い

所在地は、大字久間 八幡籠 〇〇〇番 他23筆、
地目は全て田、面積は合計で17,561㎡です。

利用権は使用貸借権と賃借権、期間は3年から10年で、新規及び再設定です。
計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしています。以上です。

議 長

それでは、塩田町の分整理番号1番から14番までについて、質疑を行ないます。
質問、意見はありませんか。

委 員

〔無し。〕と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。塩田町の分整理番号1番から14番までについて、
原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議無しと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定 利用権設定について、塩田町の分、
整理番号1番から14番までについては、原案のとおり承認することに決定
しました。

議 長

次に、利用権設定について嬉野町の分です。

皆さんにお諮りします。利用権設定について嬉野町の分整理番号1番から9番
までを一括審議したいと思います。異議ありませんか。

委 員

〔異議無し。〕と呼ぶ者あり〕

議 長

異議無しと認めます。利用権設定について嬉野町の分整理番号1番から9番
までについて、農業政策課の説明を求めます。

農業政策課

別添の表3ページから4ページをご覧ください。

利用権設定について嬉野町の分整理番号1番から9番までについてです。

貸し手人は 東吉田の 〇〇〇〇 様 他4名様、

借り手人は 同じく東吉田の 〇〇〇〇 様 他8名様です。

所在地は、大字吉田 上万属 〇〇〇番 他18筆、

地目は田と畑、面積は田が合計で9,139㎡、

畑が合計で10,313㎡で、田畑合計で19,452㎡です。

利用権は使用貸借権と賃借権、期間は3年から10年で、新規及び再設定です。
計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしています。以上です。

議 長

それでは、嬉野町の分整理番号1番から9番について、質疑を行ないます。
質問、意見はありませんか。

委 員

〔無し。〕と呼ぶ者あり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。嬉野町の分整理番号1番から9番について
は、原案のとおり承認することに異議の無い委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定 利用権設定について、嬉野町の分、整理番号1番から9番については、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長

次に、所有権の移転についてです。整理番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局

別添の表5ページをご覧ください。

所有権の移転について、整理番号1番です。

売り手人は、佐賀市の 公益社団法人 佐賀県農業公社 理事長 ○○○○様、
買い手人は、鳥越の ○○○○ 様です。

所在地は、大字谷所 三本谷 ○○○番 他1筆、

地目は全て田、面積は合計で2,646㎡です。

所有権の移転の種類はあつせんで、利用目的は米・麦・大豆です。

対価としましては、反当たり572,600円、全体で1,515,000円です。
以上です。

議 長

それでは所有権の移転について、整理番号1番について、質疑を行ないます。
質問、意見はありませんか。

委 員

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。所有権の移転について、整理番号1番については、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定 所有権の移転について、
整理番号1番は、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長

次に、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号2番です。

売り手人は 下童の ○○○○ 様、

買い手人は、佐賀市の 公益社団法人 佐賀県農業公社 理事長 ○○○○ 様です。

所在地は、大字真崎 大牟田西 ○○○番、地目は田、

面積は1,019㎡です。

所有権の移転の種類はあつせんで、利用目的は米・麦・大豆です。

対価としましては、反当たり491,000円、全体で500,000円です。
以上です。

事務局

議案書16ページ、整理番号1番です。

申請人は 万才の ○○○○ 様、

所在地は、大字大草野 淵ノ上 ○○○番、地目は畑、面積は176㎡、
農地区分は第2種農地、用途目的は植林用地。

事由は、申請地は現在休耕地であり、今後、農地の維持管理が困難であること
から、植林するために転用したいということです。

東は田、 西と南は畑、 北は水路です。

図面は17ページと18ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議長

西田委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。

地域担当

住宅地の上の方で、今までよくこんな所を管理されてなあと感じられます。年
に2回は草払いを行っており、道もありませんので、植林も致し方ないかと思
いました。以上であります。

議長

それでは、森班長、審査結果の報告をお願いします。

班長

今説明があったとおりでございます。

議長

それでは、質疑を行いません。質問、意見はありませんか。

委員

〔無し。〕と呼ぶ者あり。〕

議長

無いようですので、採決に入ります。整理番号1番については、原案のとおり
許可相当とすることに異議の無い委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議長

異議無しと認めます。

議案第4号 農地法第4条の規定による申請の承認について 整理番号1番
については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議長

次に、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号2番です。

申請人は 三坂の ○○○○ 様、

所在地は、大字下宿 ^{のぼく}野畑 ○○○番、地目は畑、面積は274㎡、

農地区分は第3種農地、用途目的は一般住宅用地。

事由は、現在、申請人が入居している借家が老朽化しており、申請地に住居を
建設するため、一般住宅用地として転用したいということです。

東は宅地、 西南は道路、 北は畑（現況：宅地） です。

図面は19ページと20ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議長

山口智佐代委員、地域担当委員としての説明をお願いします。

地域担当・班長

場所は、新しくできた嬉野市体育館付近でございます。側溝もあり、周りも住
宅で囲んでありますので問題ないかと思ます。

議長

森班長、審査結果の報告をお願いします。

班長

19ページの資料を見ていただいてもわかるように、周りは住宅地であり問題

議 長

次に、議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認についてを議題とします。整理番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書23ページ、整理番号1番です。

貸付人は 北下久間の ○○○○ 様、

借受人は 同じく北下久間の ○○○○ 様、

所在地は、大字久間 大道^{だいどう} ○○○番○、地目は畑、面積は156㎡、

農地区分は第2種農地、用途目的は駐車場用地。

事由は、申請地は休耕地であり、所有者が高齢であるため農地の管理が困難である。申請地に隣接する公民館の駐車場が不足しているため、同館の駐車場用地として転用したいということです。

貸借対価としては、反当たり115,385円、年間で18,000円。

東西は宅地、南は道路、北は畑です。

図面は26ページから27ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長

原田委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。

地域担当

久間工業団地の入口付近で、公民館の駐車場が無いということで、部落の方が地権者に相談したようです。借り主は、公民館長名で北下久間区が絡んでいます。部落でいいと思われるが。工業団地取付道路から出入りするよう、土砂を取り除き駐車場とするそうですが、土砂を取った場合は、裏の家の庭から高さがあるため、土砂崩壊しないような工法をすることでした。

議 長

それでは、森班長、審査結果の報告をお願いします。

班 長

契約者が公民館長さんということで替られた時が心配でございますが、その分が気になる件であります。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号1番については、原案のとおり許可相当とすることに異議の無い委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議無しと認めます。

整理番号1番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長

次に、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号2番です。

譲渡人は 冬野の ○○○○ 様、

譲受人は 武雄市の 株式会社○○○○ 代表取締役 ○○○○ 様、

所在地は、大字久間 一本松 ○○○番○、地目は畑、面積は186㎡、

農地区分は第2種農地、用途目的は一般住宅（モデルハウス）用地。
事由は、譲受人は住宅建設業を営んでおり、申請地付近は住宅需要が見込めるため、申請地に一般住宅（モデルハウス）を建設するため、住宅用地として転用したいということです。
対価としては、反当たり11,827,957円、全体で2,200,000円。
東は宅地、西は畑、南は道路、北は畑です。
図面は28ページから29ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。
原田委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。

議 長
地域担当

写真の右側には、すでに住宅が建っており、4、5ヶ月くらい前に農業委員会へ〇〇〇〇さんが申請をされ、それも売却済みで家が建ち住んでおられます。また、隣接の土地についても津浦さんが売却予定であり将来的には宅地化となると思われ、隣接者の同意もあることから問題ないと思います。排水対策についてもいいと思われま。

議 長
班 長

それでは、森班長、審査結果の報告をお願いします。
写真でわかりますように、この一体、殆ど団地化され将来的は、団地化されるとだろうということで、生活排水路が右側に小さな溝があります。生活排水について、C班の地権者と話し合いをして造成をしていただきたいと思います。をしております。

議 長
委 員
地域担当
委 員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。
下は堤であります。生活排水はどこに流れていますか。
最終的には、堤に流れています。

議 長
委 員

用水路が公簿上無いため、再度協議していただくよう話しております。
他にありませんか。

議 長

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号2番については、原案のとおり許可相当とすることに異議の無い委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議無しと認めます。
整理番号2番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長
事 務 局

次に、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。
整理番号3番です。

譲渡人は 議案書の25ページ、別紙②に記載の、
井手川内の 〇〇〇〇 様 他4名様、

譲受人は 同じく井手川内の 株式会社〇〇〇〇

代表取締役 〇〇〇〇 様、

所在地は、大字下野 一本杉 〇〇〇番〇 他4筆、地目は田と畑、

面積は、田合計が2,248㎡、畑合計が456㎡、田畑合計で2,704㎡、農地区分は第2種農地、用途目的は駐車場用地。

事由は、申請地隣接の宅老所の駐車場が狭く、不足している。同所を訪問する入居者の家族及び同所職員が利用する駐車場用地として転用したいということです。

対価としては、反当たり1,035,503円、全体で2,800,000円。

東は河川・田、西は田・道路、南は道路・田、北は河川です。

図面は30ページから31ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議長

植松委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

地域担当

埋立ということで、道路高と河川との高さがあり、河川は大丈夫か心配している。土木事務所に意見を聞いてもらいたい、計画図はありますか。

事務局

事前審査時に委員さんから質問され、行政書士に問い合わせたところ、土木事務所管理課より、境界手前となるので必要ないと回答を受けたそうです。

地域担当

本当かな。5,6mあることから、法をつけた方がよいのでは。河川が壊れたら大変なことになる。その辺が心配である。

班長

農地としては、工作放置地で若干管理をなされていて問題ないかと思われる。心配するのは、河川があるため土羽が必要ではないかということで、土木事務所へ申請してください。了解がでなければ、総会として通らないと念は押している。一例を申しますと、解体によって河川に土羽を作るよう市と土木事務所と立ち会いの上決めていたが、まだなされていない。今回も工事中に確認、説明をしなければ今回は許可が無理ではないかと思います。

委員

再度、図面を修正していただきたい。

事務局

河川側で、高いところは直高5.4m、低いところで2.5mであります。

班長

再度、図面を修正し、話し合いをした上で決めたい。

地域担当

このような場合土木事務所へ報告義務とかないのか。

事務局

一度図面を持って、協議はなされている。

委員

再度、境界確認も含め土木事務所と協議していただきたい。

班長

現状では許可出せないのでは、3者で現場確認をすべきと思われる。

議長

今回は預かりとし、次回までに話し合いをしていただき報告してもらいたい。

委員

真ん中に公有水面がありますが、どうなるのか。

委員

話し合いで払い下げがなされている。

議長

この件に関しては、預かり議案として、問題なければ次回報告を。みなさんそれでよろしいでしょうか。

委員

預かり議案として次回に。

議長

そのように進めたいと思います。(次回総会へ)

議長

次に、整理番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号4番です。

譲渡人は 温泉3区の ○○○○ 様、
譲受人は 下吉田の ○○○○ 様 他1名様、

所在地は、大字下野 ^{いっぽんすぎよん} 一本杉四 ○○○番○ 他2筆、

地目は全て畑、面積は合計で401㎡、
農地区分は第2種農地、用途目的は一般住宅用地。
事由は、譲受人の住居が老朽化し、住宅建設を考慮しているところであり、申請地を一般住宅用地として転用したいということです。
対価としては、反当たり374,065円、全体で150,000円。
東西は道路、南は畑、北は道路 です。
図面は32ページから33ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長

地域担当

議 長

班 長

植松委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。
周囲は宅地があり、梅が植えてありますが、宅地には問題ないと思います。
それでは、森班長、審査結果の報告をお願いします。
ここは梅林で、宅地造成には問題ないと思います。生活排水は周囲に話し合いの上作ってってくださいとお伝えしています。

議 長

委 員

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。
〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕
無いようですので、採決に入ります。整理番号4番については、原案のとおり許可相当とすることに異議の無い委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議無しと認めます。
整理番号4番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長

事 務 局

次に、整理番号5番について、事務局の説明を求めます。
整理番号5番です。
貸付人は 東吉田の ○○○○ 様 他1名様、
借受人は 武雄市の 株式会社○○○○ 代表取締役 ○○○○ 様、
所在地は、大字吉田 ^{やひら} 矢平 ○○○番 他1筆、
地目は全て畑、面積は合計で1,803㎡、
農地区分は第2種農地、用途目的は太陽光発電設備設置用地。
事由は、申請地は休耕地であり、後継者不足等により今後の農地の維持・管理が困難であるため、太陽光発電設備設置用地として転用したいということです。
貸借対価としては、反当たり31,059円、年間で56,000円。
東は畑・道路、西は農道・畑、南は畑、北は水路・畑 です。
図面は34ページから35ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長
地域担当

峰委員、地域担当委員としての説明、意見を申し上げます。
耕作放棄地であり、茶畑が荒れ放題となっておりますので、問題ないかと思
います。

議 長
班 長

それでは、森班長、審査結果の報告をお願いします。
郊外地でかなり坂道となっており、手前の方は茶畑できれいになっていま
した。大雨の時どうなるかと心配しておりましたが、境の所に小さな水路があり、
流末が大きな川となっておりましたので、問題ないと思えます。

議 長
委 員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号5番については、原案のとおり
許可相当とすることに異議の無い委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議無しと認めます。
整理番号5番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定
しました。

議 長
事 務 局

次に、整理番号6番について、事務局の説明を求めます。
整理番号6番です。

譲渡人は 大野原の ○○○○ 様、
譲受人は 同じく大野原の ○○○○ 様、
所在地は、大字岩屋川内 平重 ○○○番○ 他1筆、
地目は全て田、面積は合計で440㎡、
農地区分は第2種農地、用途目的は進入路・駐車場・資材置場の各用地。
事由は、現在利用している進入路が狭小であり、申請地付近にある資材置場へ
の進入を容易にするための進入路用地として、また、駐車場・資材置場の各用
地として転用したいということです。
対価としては、反当たり227,273円、全体で100,000円。
東は畑・雑種地、 西南は道路、 北は田・山林・水路 です。
図面は36ページから37ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長
地域担当

杉崎委員、地域担当委員としての説明、意見を申し上げます。
先程の場所と同じ所でございますが、写真右の方が、自宅兼作業小屋となっ
ております。ユニック車が出入りするのに狭いため、前面県道より出入りをした
いということです。奥の方に水路がありますが、水路の方は手をかけないとい
うことで、そのままの現状で資材置場と道路を作るということです。

議 長
班 長

それでは、森班長、審査結果の報告をお願いします。
奥の方に小屋があり、そこから手前の住宅の入口まで道を作る。その下は駐
車場ということで説明がありましたので、特に問題ないと思えます。

嬉野市農業委員会総会会議規則第24条第3項の規定により、ここに署名する。

令和2年4月2日

嬉野市農業委員会第21回定例総会議長

署名委員

署名委員
